

20 高教政第 853 号
平成 20 年 10 月 21 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

特別休暇に係る規則等の改正について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）の一部が改正され、平成 21 年 5 月 21 日から施行されることになりました。

その内容等については下記のとおりですので、貴管内の学校に周知し、適正な取扱いをしていただきますようお願いします。

記

1 改正内容

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）が平成 21 年 5 月 21 日から施行されることに伴い、職員が裁判員として刑事裁判に参加する場合等に特別休暇が取得できるよう、現在の「証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」の休暇を「裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」の休暇に改めるもの。

2 施行期日

平成 21 年 5 月 21 日

3 留意事項

- （1）当該休暇は、裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員にも適用される。
- （2）当該休暇の取得に際しては証明書類の提出は不要とするが、所属長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- （3）裁判員等に支給される日当については、地方公務員法第 38 条第 1 項に定める「報酬」には当たらないことから、受領して差し支えない。（営利企業等の従事制限の許可を受ける必要はない。）